

令和4年度 行政文書公開請求（申出）の処理状況

(実施機関：教育委員会)

令和5年上尾市教育委員会5月定例会 報告事項2
上尾市教育委員会が保有する行政文書の公開に係る令和4年度の実施状況について 別冊

| No. | 受付日 | 決定日 | 区分 | 請求内容 | 担当課 | 決定の内容 | 一部公開・非公開の理由（情報公開条例第7条） |
|--------|-------|-------|----|--|---------|-------|------------------------|
| 4-0001 | 4月4日 | 4月19日 | 請求 | 平成30年4月1日から令和5年3月31日までの指定管理期間の公募申請時の事業計画書 | スポーツ振興課 | 一部公開 | 第3号 |
| 4-0002 | 4月4日 | 4月19日 | 請求 | 平成30年度から現在までの事業報告書 | スポーツ振興課 | 一部公開 | 第2号・第3号 |
| 4-0036 | 4月21日 | 5月2日 | 請求 | 上尾市図書館の「選書(資料収集)」関連で、【資料1】および【資料2】に基づき、以下の(1)～(7)についての情報開示を求めます。 (1) 【資料1】および【資料2】のとおり、図書館法では「図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い…」とされ、上尾市図書館資料収集方針で「社会の動向や潜在的な要求、将来予測されるものも含めた市民の要望を反映させた資料を収集する」とあります。 そこで、上尾市図書館として、資料収集に関して「一般公衆の希望に沿う」または「市民の要望を反映させている」ことが判別できる文書・資料等。 | 図書館 | 全部公開 | |
| 4-0037 | 4月21日 | 5月2日 | 請求 | (2)、『住民と自治』や山本由美氏の著作については蔵書が無いにもかかわらず、それらに対立する意見(すなわち、学校統廃合問題に肯定的な意見)の著作が資料として収集されていることの整合性が無いことに関し、利用者に対して合理的な説明が判別できる文書・資料等。 | 図書館 | 非公開 | 文書不存在 |
| 4-0038 | 4月21日 | 5月2日 | 請求 | (3) 【資料2】上尾市図書館資料収集方針に「市民の利用傾向を把握し」とありますが、そのことが判別できる文書・資料等。ただし、前記(1)と同様の文書・資料等である場合はその旨ご教示ください。 | 図書館 | 全部公開 | |
| 4-0039 | 4月21日 | 5月2日 | 請求 | (4) 【資料2】上尾市図書館資料収集方針に「各種の出版情報、新聞雑誌の書評等を調査のうえ」とありますが、そのことが判別できる文書・資料等(一つ二つの例示で可)。 | 図書館 | 非公開 | 文書不存在 |
| 4-0040 | 4月21日 | 5月2日 | 請求 | (5) 【資料2】上尾市図書館資料収集方針に「職員が定期的に合議により選択し」とありますが、それでは、2022年3月および4月(4月については、本請求書が受理された日まで)における合議の「選書会議またはそれに類した会議」の状況が判別できる文書・資料等(日程、出席者、所要時間、選書冊数など)。 | 図書館 | 非公開 | 文書不存在 |
| 4-0041 | 4月21日 | 5月2日 | 請求 | (6) 前記(6)において、それぞれの「選書会議またはそれに類した会議」の中で、いわゆる「見計らい方式」により選書した冊数が判別できる文書・資料等。 | 図書館 | 全部公開 | |
| 4-0042 | 4月21日 | 5月2日 | 請求 | (7) 【資料2】上尾市図書館資料収集方針に「市民からのリクエストなどは、図書館への積極的な要望であり、収集基準に照らし合わせながら資料収集・選択に生かす」とありますが、そのことが判別できる文書・資料等。 ただし、前記(1)および(3)と同様の文書・資料等である場合はその旨ご教示ください。 | 図書館 | 非公開 | 文書不存在 |
| 4-0043 | 4月22日 | 5月10日 | 申出 | 上尾市民体育館の平成30年度～令和3年度の年度事業報告書・収支報告書 | スポーツ振興課 | 一部公開 | 第2号・第3号 |
| 4-0044 | 4月22日 | 5月10日 | 申出 | 平成29年度に行われた上尾市民体育館の指定管理者公募における、募集要項・仕様書・質問回答及びそれに係る付随資料 | スポーツ振興課 | 全部公開 | |
| 4-0045 | 4月22日 | 5月10日 | 申出 | 平成29年度に行われた「上尾市民体育館」の指定管理者公募における、参画団体の評価項目内訳及び得点内訳 | スポーツ振興課 | 全部公開 | |
| 4-0046 | 4月22日 | 5月10日 | 申出 | 平成29年度に行われた「上尾市民体育館」の指定管理者公募において、選定団体が提出した事業計画書・収支計画書 | スポーツ振興課 | 一部公開 | 第2号・第3号 |

| No. | 受付日 | 決定日 | 区分 | 請求内容 | 担当課 | 決定の内容 | 一部公開・非公開の理由（情報公開条例第7条） |
|--------|-------|-------|----|---|-------|-------|------------------------|
| 4-0061 | 4月26日 | 5月6日 | 請求 | (1) 上尾市図書館の職員（スタッフ）は、上尾市採用の正規職員および会計年度任用職員、さらに外部委託（ナカバヤシ㈱）のスタッフが配置されていると思われます。その中で、上尾市図書館における「上尾市職員の種類及び職名に関する規則」に基づく会計年度任用職員の職名と2022（令和4）年度の配置人数が判別できる文書・資料等。また、もしも会計年度任用職員に「職名」が付いていない場合は、その理由（なぜ職名が付かないのか）が判別できる文書・資料等。 | 図書館 | 全部公開 | |
| 4-0062 | 4月26日 | 5月6日 | 請求 | 上尾市教育委員会として、専門的職員としての（職名としての）「司書」「司書補」の採用を検討していること、あるいは市当局に職名としての司書及び司書補の配置を要望していることが判別できる文書・資料等。なお、そうした要望をしていない場合は、なぜ要望をしないのかについて合理的に説明できる文書・資料等。 | 図書館 | 非公開 | 文書不存在 |
| 4-0063 | 4月26日 | 5月6日 | 請求 | 上尾市図書館（とりわけ本館）内部において、任用（雇用）関係が異なるために起きうる問題（パワーハラスメント防止を含む）について研修をおこなっていることが判別できる直近の文書・資料等。 | 図書館 | 非公開 | 文書不存在 |
| 4-0073 | 5月12日 | 5月23日 | 申出 | 上尾市図書館所蔵『子どもの疑問の喜び』2016年7月30日発行の購入月日及び購入先名が分かるもの | 図書館 | 全部公開 | |
| 4-0095 | 5月29日 | 6月9日 | 請求 | (2) 「条例」により教育委員会委員については、教育長職務代理者が月額75,000円、教育委員が月額64,000円と定められています。しかしながら、教育委員の実際の勤務実態をみると、たとえば2022年5月については、5月25日の定例会1日となっています。他の月も似たり寄ったりであり、せいぜい1日～2日しか勤務していません。これは明らかに「税の配分の不公平性」と言えるものです。そこで、何故に教育委員の報酬が月額となっているのか、また、何故に現行の金額とされているのかについて、市民に対して合理的に説明できる文書・資料等。 | 教育総務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 4-0102 | 5月29日 | 6月9日 | 請求 | (請求人による通し番号5-3) 請求人は2022.05.25に開催された上尾市教育委員会5月定例会を傍聴したところ、その席上、議案21号（平方幼稚園廃止を意図する条例）に関して、池田教育総務課長より長々と口頭での説明がありました。このことに関連して、以下の(1)～(3)についての情報の開示を求めます。 (1) 上尾市教育委員会5月定例会における議案21号に関する池田教育総務課長による口頭説明の内容が判別できる文書資料等。 | 教育総務課 | 全部公開 | |
| 4-0103 | 5月29日 | 6月9日 | 請求 | (2) 5/14の平方地区での説明会から10日以上経過しているにもかかわらず、議案21号に関する主な説明が文書が示されず口頭になった理由が判別できる文書資料等。 | 教育総務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 4-0104 | 5月29日 | 6月9日 | 請求 | (3) 5/14の平方地区での説明会における参加者の発言内容が判別できる文書・資料等。 とりわけ、教育長の発言、および住民側の発言が判別できるものであること。 | 教育総務課 | 一部公開 | 第2号 |
| 4-0109 | 5月30日 | 6月10日 | 請求 | (1) 本情報公開請求書が受理された時点での上尾市立小・中学校における産休・育休代替教員、欠員補充、初任者研修機関後補充非常勤講師の不足教員の数が判別できる文書・資料等。 | 学務課 | 一部公開 | 第2号・第7号 |
| 4-0110 | 5月30日 | 6月10日 | 請求 | (2) 配置されるべき教員が不足していることについて、上尾市教育委員会として対応していること（各方面への照会など）が判別できる文書・資料等。 | 学務課 | 一部公開 | 第2号 |
| 4-0111 | 5月30日 | 6月10日 | 請求 | (3) 産育休代替教員や初任者研修機関研修後補充非常勤講師が見つからないことにより、産・育休者（本務者）や研修で学校を空けざるを得ない初任者にとっては、「気が気ではない」というのが本音であると思われます。そこで、当該本務者への精神的・物理的ケアをおこなっていることが判別できる文書資料等。 | 学務課 | 一部公開 | 第2号 |

| No. | 受付日 | 決定日 | 区分 | 請求内容 | 担当課 | 決定の内容 | 一部公開・非公開の理由（情報公開条例第7条） |
|--------|-------|-------|----|---|-------|-------|------------------------|
| 4-0112 | 5月30日 | 6月10日 | 請求 | (4) 産・育休代替教員や初任者研修機関研修後補充非常勤講師が見つからないことから、子どもたちへのケアも必要だと思われず。そこで、実際にどのように子どもたちに説明したり、あるいは学校内でどう対応しているかが判別できる文書資料等。 | 学務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 4-0113 | 5月30日 | 6月10日 | 請求 | (5) 産・育休代替教員や初任者研修機関研修後補充非常勤講師が見つからないことについて、当該学校の保護者にどう説明しているのが判別できる文書・資料等。 | 学務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 4-0114 | 5月30日 | 6月10日 | 請求 | (6) 現在上尾市教育委員会事務局に配置されている「指導主事」を、配置されるべき教員がいなくて困っている学校の初任者研修機関後補充として派遣することを検討していることが判別できる文書・資料等。 | 学務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 4-0115 | 5月30日 | 6月14日 | 請求 | (1) 「上尾市学校施設更新計画市民アンケートにご協力を」という記事を『広報あげお2022年6月号に掲載することになった経緯が判別できる文書・資料等(上尾市教育委員会事務局内の起案・決裁書などが考えられます)。 | 教育総務課 | 全部公開 | |
| 4-0116 | 5月30日 | 6月14日 | 請求 | (2) 『広報あげお2022年6月号』に「上尾市学校施設更新計画市民アンケートにご協力を」という記事を掲載するという内容を各教育委員に伝えたこと(いつ、誰が、どのような内容を、どんな方法で伝えたのか)が判別できる文書資料等。 | 教育総務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 4-0117 | 5月31日 | 6月14日 | 請求 | (1) この「市民アンケート」について、対象者を任意抽出する(した)方法が判別できる文書・資料等。 | 教育総務課 | 全部公開 | |
| 4-0118 | 5月31日 | 6月14日 | 請求 | (2) この「市民アンケート」について、発送、集約などの業務を外部に委託する(した)場合、委託先の選定(契約)方法、委託内容(仕様書など)が判別できる文書・資料等。 | 教育総務課 | 全部公開 | |
| 4-0119 | 5月31日 | 6月14日 | 請求 | (3) この「市民アンケート」の回答対象者に対して示される(示された)アンケートの目的や背景についての内容が判別できる文書・資料等。 | 教育総務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 4-0120 | 5月31日 | 6月14日 | 請求 | (4) 上記(3)の「アンケートの目的や背景」について実際に記述する(した)のは市教委なのか、それとも委託業者なのか判別できる文書・資料等。 | 教育総務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 4-0124 | 5月31日 | 6月14日 | 請求 | 2022.04.25に開催された「上尾市学校施設更新計画基本計画調査特別委員会」において、「民間スイミングスクールを活用した水泳授業のモデル事業実施スケジュール(案)」が示されました。このことについて、以下の(1)・(2)の情報の開示を求めます。 (1) 上記スケジュールの内、2022年の4月および5月に開催された「モデル校の選定会議(指導課・教育総務課)」について、選定会議の日程、出席者、会議の内容等が判別できる文書・資料等。 | 教育総務課 | 一部公開 | 第6号・文書不存在 |
| 4-0125 | 5月31日 | 6月14日 | 請求 | (2) 2022年の4月および5月に実施された「プール施設の現況調査」の内容が判別できる文書・資料等。 | 教育総務課 | 全部公開 | |
| 4-0127 | 6月1日 | 6月14日 | 請求 | (1) 請求人は、学校予算の執行実務を担当する教育総務課長が、特定の学校の学校運営協議委員を兼ねるべきではないと考えています。少し考えれば分かることですが、校長が「学校施設の充実を」と要望する先は教育委員会事務局であり、要望を受ける立場の教育総務課長が要望する学校の学校運営協議委員を兼ねることは、市民に疑念を生じさせるに十分です。請求人が前記で示した事実から推測して、請求人は2020年度および2021年度における「小学校費/学校管理費」の決算額において、「芝川小学校では、教育委員会の予算執行について特別に配慮されている、すなわち、不公平な税の配分がおこなわれているのではないか」という仮説を立てています。そこで、請求人のこの仮説を覆すだけの反証となる文書・資料等の開示を求めます。 | 教育総務課 | 全部公開 | |

| No. | 受付日 | 決定日 | 区分 | 請求内容 | 担当課 | 決定の内容 | 一部公開・非公開の理由(情報公開条例第7条) |
|--------|-------|-------|----|--|---------|-------|------------------------|
| 4-0128 | 6月1日 | 6月14日 | 請求 | (2) 上尾市立芝川小学校分の2020(令和2)年度および2021(令和3)年度の予算配分の額(年度当初および年度途中の補正)が判別できる文書・資料等。 | 教育総務課 | 一部公開 | 第7号 |
| 4-0129 | 6月1日 | 6月14日 | 請求 | (3) 上尾市立芝川小学校から提出された2020(令和2)年度および2021(令和3)年度に向けた「予算要望」の内容が判別できる文書・資料等(「予算要望」は、当該年度の前年度または当該年度に芝川小から上尾市教育委員会に提出されたもの)。 | 教育総務課 | 全部公開 | |
| 4-0130 | 6月1日 | 6月14日 | 請求 | (4) 2020(令和2)年度および2021(令和3)年度に執行された、芝川小の「施設維持営繕工事」「施設維持修繕」「30万円以上の備品」に要した額が判別できる文書・資料等。 | 教育総務課 | 一部公開 | 第2号・第3号 |
| 4-0136 | 6月2日 | 6月17日 | 請求 | (1) 2022.06102(18:30 pm)現在、芝川小のHP「学校運営協議会」のメニューは以下のように表示されてしまい、中身を見ることができません。そこで、何故にこのような表示になっているのかが判別できる文書・資料等。 | 指導課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 4-0137 | 6月2日 | 6月17日 | 請求 | (2) 2019(平成31)年4月1日から本請求書受理日(2022.06.02 or 0603と推定されます)までの間開催された「上尾市立芝川小学校の学校運営協議会」の会議録および会議の際に芝川小学校学校運営協議会委員に配布された文書・資料等。 | 指導課 | 一部公開 | 第2号・文書不存在 |
| 4-0138 | 6月2日 | 6月17日 | 請求 | 芝川小学校の校長として、池田直隆氏に「要望を受ける立場の教育総務課長が、要望を出す側の学校運営協議会委員になるのは相応しくない」と伝えていることが判別できる文書・資料等。 | 指導課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 4-0182 | 6月27日 | 7月11日 | 請求 | 学校施設更新計画基本計画調査特別委員会(2022年06月23日)で議員に配布された全ての資料。 | 教育総務課 | 全部公開 | |
| 4-0183 | 6月27日 | 7月11日 | 請求 | 出席委員から指摘され、設問等(目的を含む)を教育委員会事務局が訂正したことが判別できる文書・資料等。 | 教育総務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 4-0184 | 6月28日 | 7月12日 | 請求 | (1) 学校施設更新計画基本計画調査特別委員会(2022年06月23日)において、井上茂委員の質問に対して池田教育総務課長は「庁内(または教育委員会事務局内)検討委員会で検討している」と回答しています。その検討内容が判別できる文書・資料等。 | 教育総務課 | 全部公開 | |
| 4-0185 | 6月28日 | 7月12日 | 請求 | (2) 上記回答の中で、池田教育総務課長は「教育委員には素案を送り、メール等で意見を聞いている」と回答しています。その「素案」と「教育委員からの意見」が判別できる文書・資料等。 | 教育総務課 | 全部公開 | |
| 4-0186 | 6月28日 | 7月12日 | 請求 | (3) 児童・生徒、保護者、教員向けの(web)アンケートの内容が判別できる文書・資料等。 | 教育総務課 | 全部公開 | |
| 4-0187 | 6月28日 | 7月12日 | 請求 | 「上尾シティハーフマラソン実行委員会に補助金を交付(34,507千円)」とありますが、「上尾シティハーフマラソン実行委員会」とはどのような組織なのかが判別できる文書・資料等。 | スポーツ振興課 | 全部公開 | |
| 4-0189 | 6月28日 | 7月12日 | 請求 | (3) 上記「予算のポイント」記載の「上尾シティハーフマラソンの開催」3,451万円の使途(支出予定を含む)が判別できる文書・資料等。なお、使途(支出予定)の中に業務委託が含まれている場合は、委託先と金額が判別できる文書・資料等であること。 | スポーツ振興課 | 一部公開 | 第2号・第3号 |
| 4-0190 | 6月28日 | 7月12日 | 請求 | (4) 6月13日におこなわれた「トークショー」の「ゲスト」3名各人に対して何らかの対価を支払ったこと(あるいは支払わなかったこと)が判別できる文書・資料等。 | スポーツ振興課 | 一部公開 | 第2号 |
| 4-0191 | 6月28日 | 7月12日 | 請求 | (5) 「第35回 2022上尾シティハーフマラソン記者発表会」の案内をどこに送付したのか、および送付内容が判別できる文書・資料等。 | スポーツ振興課 | 一部公開 | 第2号・第7号 |
| 4-0192 | 6月28日 | 7月12日 | 請求 | (6) 上記(4)の「トークショー」における、上尾市からの支払額が2021年8月19日の「ゲスト出演料」と差異が生じている場合(今回支払額が無い場合を含む)、その理由が判別できる文書・資料等。 | スポーツ振興課 | 一部公開 | 第2号 |

| No. | 受付日 | 決定日 | 区分 | 請求内容 | 担当課 | 決定の内容 | 一部公開・非公開の理由（情報公開条例第7条） |
|--------|-------|-------|----|--|-------|-------|------------------------|
| 4-0193 | 6月28日 | 7月11日 | 請求 | (1) 「新しい学校づくり担当」の業務は、HPで公表されている上記「主な業務」の何を担当しているのか（たとえば、施設担当ならば「学校施設の整備に関すること」など）が判別できる文書・資料等。 | 教育総務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 4-0194 | 6月28日 | 7月11日 | 請求 | (2) 「新しい学校づくり担当」の「新しい」はどういう意味で使われているのか（「新しい」の対義語である「古い」が何を指すのかも含めて）が判別できる文書・資料等。 | 教育総務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 4-0195 | 6月28日 | 7月11日 | 請求 | (3) 今年度の「新しい学校づくり担当」は、6名の職員が配置されています（指導課と兼務の副主幹1名、および6/1から配置された1名を含む）。一方、6月中に実施されるという「上尾市学校施設更新計画 市民アンケート」については、市民的視座からは、その実務の大半は業務委託先（地域総合計画研究所）に「丸投げ」されているように見えます。そこで、こうした実態があるにもかかわらず、6名の職員が配置されている必要性が市民に合理的に説明できる文書・資料等。 | 教育総務課 | 全部公開 | |
| 4-0199 | 6月30日 | 7月13日 | 請求 | 教育長および教育総務部長の月別予定表（期間は2022年4月～8月）。ただし、7・8月については予定で可。7・8月が無い場合は4月～6月まで可。 | 教育総務課 | 一部公開 | 文書不存在 |
| 4-0212 | 7月21日 | 8月1日 | 請求 | 2022年6月9日上尾市役所内において平方地区自治会連合会及び平方まちづくり協議会連名の上尾市畠山市長への平方小学校存続を求める要望書 | 教育総務課 | 一部公開 | 第2号・第3号 |
| 4-0213 | 7月21日 | 8月1日 | 請求 | 2022年6月9日上尾市役所内において平方地区自治会連合会及び平方まちづくり協議会連名の上尾市畠山市長への平方小学校存続を求める懇談記録。 | 教育総務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 4-0214 | 7月25日 | 8月4日 | 請求 | 請求人が情報公開請求により入手した西倉教育長の月別予定表【資料1】によれば、西倉教育長は2022年5月11日の午前から5月13日の夜間まで、3日間各それぞれ丸一日ずつかけて「全国都市教育長協議会定期総会並びに研究大会」（以下、「山口大会」と略記）に出向いています。また、山口市の「報道資料」【資料2】によれば、「山口大会」は2022年5月12日の午前9時に開始され、5月13日の12時10分に終了となっています。これらのことを踏まえて、以下の(1)～(6)までの情報の開示を求めます。 (1) 西倉教育長が出向いたとされる「山口大会」の開催文書一式。 | 教育総務課 | 一部公開 | 第2号・第3号 |
| 4-0215 | 7月25日 | 8月4日 | 請求 | (2) 西倉教育長が「山口大会」に確かに参加したことが判別できる文書・資料等。 (参加費や宿泊料の領収書等が考えられます) | 教育総務課 | 一部公開 | 第2号・第3号 |
| 4-0216 | 7月25日 | 8月4日 | 請求 | (3) 西倉教育長の「山口大会」にかかる「旅行命令簿」またはそれに類した文書。 | 教育総務課 | 全部公開 | |
| 4-0217 | 7月25日 | 8月4日 | 請求 | (4) 西倉教育長が「山口大会」にわざわざ出向く必要性が判別できる文書・資料等 | 教育総務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 4-0218 | 7月25日 | 8月4日 | 請求 | (5) 2022年5月11日の「午前」「午後」「夜間」における西倉教育長の勤務の状況が判別できる文書・資料等。なお、新幹線を利用しているとすれば、出発時刻および利用した新幹線の便名が判別できる文書・資料・メモ等であること。 | 教育総務課 | 一部公開 | 第2号 |
| 4-0219 | 7月25日 | 8月4日 | 請求 | (6) 西倉教育長が出向いた「山口大会」についての「出張報告書」・「復命書」または「出張の概要」が判別できる文書・資料等。 | 教育総務課 | 全部公開 | |

| No. | 受付日 | 決定日 | 区分 | 請求内容 | 担当課 | 決定の内容 | 一部公開・非公開の理由（情報公開条例第7条） |
|--------|-------|------|----|--|---------|-------|------------------------|
| 4-0220 | 7月25日 | 8月5日 | 請求 | （１）請求人は資料『広報あげお 縮小版』の貸出を受けるため、上尾市図書館webで確認したところ、次のような書誌情報が表示されました（原市公民館の「貸出中です」は請求人が借り受けたことによります）。この書誌情報によれば、全く同じ資料について6館に蔵書があり、原市公民館と大石分館の2館は「貸出できません」となっているものの、他の4館は「貸出禁止です」となっています。仕方なく請求人は原市公民館図書室まで出向いて貸出しを受けました。以上の事実関係を踏まえて、なぜ全く同じ資料（『広報あげお 縮小版』）にもかかわらず、図書館・分館・公民館図書室で貸出しの対応が異なるのか、上尾市図書館利用者に対して合理的に説明できる文書・資料等。 | 図書館 | 全部公開 | |
| 4-0221 | 7月25日 | 8月5日 | 請求 | （２）上尾市図書館HP「お知らせ」の「上尾市図書館カウンター委託業者従業員の新型コロナウイルス感染判明について」の記事中、「4. 今後の対応」には次の記述があります。 *下線部に「指示いたします」とありますが、 ①「指示」するのは誰なのか判別できる文書・資料等。 ②仮に「指示」するのが上尾市職員である場合、業務委託先であるナカバヤシ㈱の従業員に対して指揮命令・指示が出来る根拠となる文書・資料等。 | 図書館 | 非公開 | 文書不存在 |
| 4-0222 | 7月25日 | 8月5日 | 請求 | （３）請求人は、雑誌『世界2015年5月号』岩波書店をリクエストしたところ、相互貸借により、飯能市立図書館所蔵の資料を借り受けました。請求人が飯能市立図書館のHPで調べたところ、この資料は「貸出可」となっています。同資料は埼玉県立図書館にも蔵書がありますが、「禁帯出」とされています。埼玉県立図書館では、資料保存の観点から、発行日から2年を経過した雑誌資料を禁帯出（館内利用）としていることが同図書館HPで明らかにされています。 （３）－１ 上記の資料について、県内の公立図書館における蔵書の有無の調べ方が判別できる文書・資料等で上尾市立図書館として保有しているもの。 | 図書館 | 非公開 | 文書不存在 |
| 4-0223 | 7月25日 | 8月5日 | 請求 | （３）－２ 上記により、請求人は県内公立図書館によって「禁帯出」の基準が異なることを了知しました。そこで、上尾市立図書館における「禁帯出」の基準が判別できる文書・資料等。 | 図書館 | 全部公開 | |
| 4-0226 | 7月25日 | 8月5日 | 請求 | （１）「上尾シティマラソン実行委員会」および「上尾シティハーフマラソン実行委員会」の「総会」・「正副部長会議」・「部会」の各会議録。 | スポーツ振興課 | 一部公開 | 第2号 |
| 4-0227 | 7月25日 | 8月5日 | 請求 | （２）上尾シティハーフマラソン実行委員会会則第6条に定める役員の名簿で最新のもの。 | スポーツ振興課 | 一部公開 | 第2号・第7号 |
| 4-0228 | 7月25日 | 8月5日 | 請求 | （３）上尾シティハーフマラソン実行委員会事務局規程第2条に定める事務局長および事務局員の氏名が判別できる文書・資料等で最新のもの。 | スポーツ振興課 | 一部公開 | 第2号・第7号 |
| 4-0229 | 7月25日 | 8月5日 | 請求 | （４）2018年度から2021年度までの「上尾シティマラソン」または「上尾シティハーフマラソン」にかかる予算・決算・監査報告書類一式。 | スポーツ振興課 | 一部公開 | 第2号・第3号 |
| 4-0230 | 7月25日 | 8月5日 | 請求 | （５）前記（４）の監査対象に「委託料についての監査」が含まれていない場合、2018年度から2021年度までの「委託料」の内訳が判別できる決算書の類。なお、（４）に「委託料」が含まれている場合にはその旨ご教示ください。 | スポーツ振興課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 4-0231 | 7月25日 | 8月5日 | 請求 | （６）委託業者の選定に当たっては、公募プロポーザル方式が採用されたということですが、請求人が仕様書の公開を求めたところ、資料の大半が「黒塗り」されてしまいました。その理由および「公募型プロポーザル方式」における市民に向けての透明性を確保するために上尾市教育委員会として注力したことが判別できる文書・資料等 | スポーツ振興課 | 非公開 | 文書不存在 |

| No. | 受付日 | 決定日 | 区分 | 請求内容 | 担当課 | 決定の内容 | 一部公開・非公開の理由（情報公開条例第7条） |
|--------|-------|-------|----|--|---------|-------|------------------------|
| 4-0232 | 7月25日 | 8月5日 | 請求 | (7)「2022年度 上尾シティハーフマラソン」について、上尾市（実行委員会事務局を含む）として委託業者に対して「情報公開についての意向」を確認したことが判別できる文書・資料等。 | スポーツ振興課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 4-0233 | 7月25日 | 8月4日 | 請求 | 2022年6月分 上尾市内各小・中学校における県費教職員の「時間外」在校時間が判別できる文書・資料等 | 学務課 | 一部公開 | 第2号 |
| 4-0241 | 7月26日 | 8月5日 | 請求 | (1)「上尾市随意契約ガイドライン」には、次の項目があります。 (7)技術提案による企画の競争について 価格のみによる競争がふさわしくない事業については、企画競争（プロポーザル方式・コンペ方式）を行うこともできます。ただし、企画競争は、公平性、透明性を確保するため、競争参加者の選定は公募とすることや提案の選考は市職員以外の有識者を含んだ審査会によること及びあらかじめ具体的に定めた複数の採点項目により行うよう努めてください。 (令和元年12月現在、中止しております) そこで、上記項目が「第35回2022上尾シティハーフマラソン」大会運営業務を（株）協同エージェンシーに委託した件（委託金額75,000,000円）に当てはまるか否かが判別できる文書・資料等。 | スポーツ振興課 | 一部公開 | 第3号 |
| 4-0257 | 8月2日 | 8月12日 | 請求 | 上尾市教育委員会7月定例会の席上、内田教育委員は、「小中一貫教育について、戸田東小学校を視察したが、同校は素晴らしい」といった趣旨の発言をしています。 このことに関連して、以下の(1)・(2)についての情報の開示を求めます。 (1)今年度に入ってから本情報公開請求書の受理日までに、上尾市の教育委員が「小中一貫教育」関連で他の自治体の学校等を視察したことが判別できる文書・資料等。 | 教育総務課 | 一部公開 | 第2号 |
| 4-0258 | 8月2日 | 8月12日 | 請求 | (2)内田教育委員は7月定例会の席上、「小中一貫教育について、戸田市立東小学校を視察したが、同校は素晴らしい」といった趣旨の発言をしています。上尾市教育委員会が7月に実施した「子供たちのための新しい学校づくりに関する市民アンケート」の参考資料では、小学校の大規模校は〈25～30学級〉とされています。すなわち、上尾市の定義では、戸田東小学校は超々マンモス校ということになります。 以上のことを踏まえて、戸田東小学校が児童数1,135人という超々マンモス校であるにもかかわらず、内田教育委員が「戸田東小学校は素晴らしい」と発言した根拠および教育委員としての識見が判別できる文書・資料等。 | 教育総務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 4-0261 | 8月11日 | 8月24日 | 請求 | (1)「家庭倫理の会」に関しては、主にネット上でそのルーツや関連団体も含めて様々な投稿がされています。中には、「ほとんど宗教団体と言ってもよい」という投稿や、「保守系団体である日本会議との親和性」についても指摘されています。そこで、「上尾市教育委員会後援等名義の使用承認及び上尾市教育委員会教育長賞の交付に関する事務取扱要綱」（以下、「事務取扱要綱」）第7条に基づき、「家庭倫理の会上尾市」から提出された上記事業に関する後援名義の承認申請にかかるすべての書類。 | 生涯学習課 | 一部公開 | 第2号・第3号 |
| 4-0262 | 8月11日 | 8月24日 | 請求 | (2)上尾市教育委員会として「家庭倫理の会上尾市」について調査したことが判別できる文書・資料等。 | 生涯学習課 | 一部公開 | 第2号・第3号 |
| 4-0263 | 8月11日 | 8月24日 | 請求 | (3)上尾市教育委員会として、「家庭倫理の会上尾市」から申請された事業が前記「事務取扱要綱」第6条に謳う「教育委員会の方針に合致し、教育委員会の施策の推進に寄与する」と判断した理由が判別できる文書・資料等。 | 生涯学習課 | 一部公開 | 第2号・第3号 |

| No. | 受付日 | 決定日 | 区分 | 請求内容 | 担当課 | 決定の内容 | 一部公開・非公開の理由（情報公開条例第7条） |
|--------|-------|-------|----|--|-------|-------|------------------------|
| 4-0264 | 8月11日 | 8月24日 | 請求 | (4) 現在、「旧統一教会」に関連する団体によるイベント等への行政の関与が社会問題化していますが、上尾市教育委員会として、「旧統一教会」関連団体か否かの確認を含め、後援申請をしている団体の「洗い出し」「再確認」をおこなっていることが判別できる文書・資料等。 | 教育総務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 4-0267 | 8月15日 | 8月24日 | 請求 | 2022（令和4）年4月1日から本情報公開請求書受理日（2022年8月15日または8月16日と想定されます）までの間に、「上尾市教育委員会後援等名義の使用承認及び上尾市教育委員会教育長賞の交付に関する事務取扱要綱」第7条に基づき「家庭倫理の会（上尾）」から提出された後援名義の承認申請にかかるすべての書類。 | 生涯学習課 | 一部公開 | 第2号 |
| 4-0275 | 8月19日 | 8月29日 | 請求 | (1) なぜこのような事態（5月定例会で「8月に協議する」と明言しておきながら8月定例会の席上、「点検評価」について事務局も教育委員もひと言も触れないという事態）になっているのかについて、市民に対して合理的に説明できる文書・資料等。 | 教育総務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 4-0276 | 8月19日 | 8月29日 | 請求 | (2) <8月の定例会では「点検評価」について議事にしないう>ということを経済局から教育委員に伝えたことが判別できる文書・資料等。 | 教育総務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 4-0277 | 8月19日 | 8月29日 | 請求 | (3) 各教育委員から<8月の定例会では「点検評価」については議事にしないう>という質問が事務局に寄せられたことが判別できる文書・資料等。 | 教育総務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 4-0278 | 8月19日 | 8月29日 | 請求 | (4) 「点検評価」に関する今後のスケジュールが判別できる文書・資料等。 | 教育総務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 4-0279 | 8月19日 | 8月30日 | 請求 | 「上尾市立小・中学校における働き方改革基本方針 令和2年9月1日～令和4年8月31日」が教育委員会の議案はおろか報告事項にもならなかったにもかかわらず、今回（教育委員会2022年8月定例会）「上尾市立小・中学校における働き方改革基本方針の改定について」が議案となった理由が判別できる文書・資料等。 | 学務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 4-0280 | 8月20日 | 9月2日 | 請求 | 本請求書は、2022（令和4）年7月1日発行の上尾小学校『学校だより 7月号』に関する情報、とりわけ校長が投稿した文章に関して情報の開示を求めるものです。 (1) - 1 「学校生活のおよそ60%が授業の時間」との記述がありますが、その根拠となる文書・資料等 | 指導課 | 全部公開 | |
| 4-0281 | 8月20日 | 9月2日 | 請求 | (1) - 2 この文章によれば、「毎日1時間、1時間の授業の中で、目の前にいる一人一人の児童に声をかけ、寄り添い、きめ細やかな指導」をおこなうことがすなわち「授業の充実」であると読み取れます。そのためには、「充実した授業のための教材研究や周到な授業の準備」が必要であることは自明です。そこで、上尾小学校の授業日における教育職員の勤務時間がどう割り振られていて、そのうち、「充実した授業のための教材研究や周到な授業の準備」にどのくらいの時間が保証されているのか（すなわち、職員室の自席で仕事をする時間がどの程度あるのか）が判別できる文書・資料等。 | 指導課 | 一部公開 | 第2号 |
| 4-0282 | 8月20日 | 9月2日 | 請求 | (1) - 3 請求人が別途情報公開請求により入手した「時間外勤務時間一覧表 上尾小学校2022年6月分」によれば、上尾小学校は対象職員数（県費）28人、6月の「時間外」の最高は90時間42分、平均は46.4時間となっています。この平均時間は、現行の「上尾市立小・中学校における働き方改革基本方針」の「時間外在校等時間の上限 月45時間以内」を超えるものです。そこで、請求人の主張、すなわち校長が求める「充実した授業」を毎日おこなうには、その準備が必要ことから、上尾小学校の教職員の「月45時間を超える時間外勤務」に依存しているを覆すだけの根拠となる文書・資料等。 | 指導課 | 非公開 | 文書不存在 |

| No. | 受付日 | 決定日 | 区分 | 請求内容 | 担当課 | 決定の内容 | 一部公開・非公開の理由（情報公開条例第7条） |
|--------|-------|-------|----|--|-------|-------|------------------------|
| 4-0283 | 8月20日 | 9月2日 | 請求 | (2)上尾小学校長によるこの文章の原本は、引用部が改行されていないため非常にわかりにくいものとなっていますが、『学校だより7月号』の1ページ目は、上述のとおり、おおむね請求人が分割した構造になっています。このことを踏まえたうえで、以下の情報の開示を求めます。 (2)-1 この上尾小学校『学校だより7月号』については、明らかな誤りがあります。そこで、上尾小学校において、保護者に配布する前およびHPで公開する前の段階において、このような明らかな字句等の誤りを防ぐための方策がどのようにおこなわれているのかを判別できる文書・資料等。 | 指導課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 4-0284 | 8月20日 | 9月2日 | 請求 | (2)-2 ウ。【「指示・伝達・指導」部分】での表記について、上尾小の校長として、とりわけ保護者に向けて「学校だより7月号の訂正とお詫び」あるいはそれに類したものが発出されていると思われます。そのことが判別できる文書・資料等。 | 指導課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 4-0285 | 8月20日 | 9月2日 | 請求 | (3)この『学校だより7月号』の校長の投稿で、校長が「次のような指示・伝達・指導を行いました」と述べていることについて、具体的にどのような手段を用いて、どのような内容の「指示・伝達・指導」をおこなったのか、それとも別の手段なのか、また、それを受けての教職員の反応はどうであったのかを判別できる文書・資料等。 | 指導課 | 一部公開 | 文書不存在 |
| 4-0286 | 8月20日 | 9月2日 | 請求 | (4)請求人は以前にも情報公開請求を通じて、二度にわたり、上尾小学校の今泉校長による極めて不適切な文章表現や発言を指摘してきたという経緯があります。今泉氏について、請求人が提出した情報公開請求だけでも3回（本請求書を含む）にわたり不適切な文章表現や発言が指摘されていることを考えると、同氏は校長として相応しいとは言えないのではないかと請求人は考えています。そこで、不適切な文章表現や発言を繰り返す上尾小の今泉氏が校長として適任であるということが判別できる文書・資料等。 | 指導課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 4-0292 | 8月26日 | 9月6日 | 申出 | 上尾南中学校で2021年度に実施された定期テストの問題用紙・解答用紙・模範解答 学年：中1・中2・中3 教科：国・数・社・理・英・技家・体・音・美 | 指導課 | 非公開 | 第7号 |
| 4-0303 | 9月6日 | 9月20日 | 請求 | (1)2022年1月1日から本情報公開請求書受理日までの間に、「上尾市教育委員会後援等名義の使用承認及び上尾市教育委員会教育長賞の交付に関する事務取扱要綱」第12条に基づき「家庭倫理の会上尾市」から提出された実績報告書。 | 生涯学習課 | 一部公開 | 第2号 |
| 4-0304 | 9月6日 | 9月20日 | 請求 | 「上教生第503-1・2・3号」文書において、「法人その他の団体に関する情報に該当するため」とあるのは、上尾市情報公開条例第7条第3号の「ア・イ」のどちらに基づくものなのか（あるいは両方とも該当するのか）が判別できる文書・資料等。 | 生涯学習課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 4-0305 | 9月6日 | 9月20日 | 請求 | 「上教生第503-1・2・3号」発出にかかる起案・決裁文書一式。 | 生涯学習課 | 一部公開 | 第2号 |
| 4-0306 | 9月6日 | 9月20日 | 請求 | 倫理研究所の個人会員組織である家庭倫理の会上尾市が主催する事業を上尾市教育委員会として後援するにあたり、「倫理研究所の活動や「純粋倫理」が上尾市教育委員会の方針と合致するか」、あるいは「教育委員会のイメージの向上に寄与することが期待されるか」について調べたことが判別できる文書・資料等。 | 生涯学習課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 4-0307 | 9月6日 | 9月20日 | 請求 | (5)請求人による通し番号8-2が提出されて以降、本請求書の受理日までに、生涯学習課として倫理研究所について調べたことが判別できる文書・資料等。 | 生涯学習課 | 非公開 | 文書不存在 |

| No. | 受付日 | 決定日 | 区分 | 請求内容 | 担当課 | 決定の内容 | 一部公開・非公開の理由（情報公開条例第7条） |
|--------|--------|--------|----|--|---------|-------|------------------------|
| 4-0367 | 10月17日 | 10月24日 | 請求 | (1) 令和4年度第1回上尾市立小・中学校通学区区域審議会は書面開催となったとありますが、その開催の内容・結果（同審議会会長は誰になったかを含む）について判別できる文書・資料等。 | 学務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 4-0368 | 10月17日 | 10月24日 | 請求 | (2) 「上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」により、上尾市立小・中学校通学区区域審議会の会長については日額7,000円、委員については日額6,000円を支払う旨定められています。そこで、令和4年度第1回上尾市立小・中学校通学区区域審議会において、該当者に報酬が支払われたか否かが判別できる文書・資料等。 | 学務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 4-0369 | 10月17日 | 10月24日 | 請求 | (3) 上尾市立小・中学校通学区区域審議会の今後の予定が判別できる文書・資料等。 | 学務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 4-0370 | 10月17日 | 10月24日 | 請求 | (4) 現在見直しがすすめられている「上尾市学校施設更新計画基本計画」において、上尾市立小・中学校通学区区域審議会がどう関与しているのかが判別できる文書・資料等。 | 学務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 4-0371 | 10月17日 | 10月24日 | 請求 | (5) 書面審査となった令和4年度第1回上尾市立小・中学校通学区区域審議会の「資料3」（児童生徒数及び学級数の年度推移）の根拠となった文書・資料等。 | 学務課 | 全部公開 | |
| 4-0372 | 10月17日 | 10月24日 | 請求 | (6) 上記(5)の（児童生徒数及び学級数の年度推移）では、「基準日：令和4年5月1日（特別支援学級含む）」となっています。そこで、児童生徒数及び学級数に特別支援学級を含む理由が判別できる文書・資料等。 | 学務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 4-0377 | 10月19日 | 10月31日 | 請求 | 上尾市教育委員会と極めて親和的である「元校長」として、しかも池田教育総務課長と令和1・2年度に同じ学校の学校運営協議会会長・副会長という関係にあった堀越洋子氏を「点検評価報告書」を評価する「学識経験者」とすることが、当該報告書を客観的に評価でき、かつ「市民への説明責任を果たしていくこと」を担保することが判別できる文書・資料等。 | 教育総務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 4-0390 | 11月4日 | 11月16日 | 請求 | 2022.11.12に開催予定の「新しい時代の学びにふさわしい学校を考える集い」に関して、上尾市から「基調講演会」講師の長澤悟氏側に支払われる予定の（またはすでに支払われた）一切の費用について判別できる文書・資料等。 | 教育総務課 | 全部公開 | |
| 4-0391 | 11月4日 | 11月16日 | 請求 | 2022.11.12に開催予定の「新しい時代の学びにふさわしい学校を考える集い」に関して、講師の長澤悟氏に向けて発出された出演依頼に関するすべての文書、およびメール等で上尾市教育委員会が保有または知している文書・資料等。 | 教育総務課 | 全部公開 | |
| 4-0392 | 11月4日 | 11月16日 | 請求 | 「新しい時代の学びにふさわしい学校を考える集い」の開催のチラシには、パネリストとして、「小中学校PTA会長、小中学校長ほか」とあります。そこで、各パネリスト（パネリストが所属している団体を含む）に出演依頼をしたことが判別できる一切の文書・資料等。 | 教育総務課 | 全部公開 | |
| 4-0397 | 11月21日 | 取下げ | 申出 | 上尾市民体育館における、 ①市が令和4年度に実施した指定管理者公募プロポーザルの際に指定管理者に選定された事業者が市に提出した事業計画書（収支計画書含む） | スポーツ振興課 | 取下げ | |
| 4-0398 | 11月21日 | 取下げ | 申出 | ②上尾市民体育館における、 市が令和4年度に実施した指定管理者公募プロポーザルの際に指定管理者に選定された事業者に係る評価結果（採点表など） | スポーツ振興課 | 取下げ | |
| 4-0409 | 11月29日 | 12月13日 | 請求 | 【1】公表されている他の資料と異なり、「上尾市学校施設更新計画基本計画（骨子案）」のみ今後の児童・生徒数の見込みについて「特別支援学級を除く」とした理由が判別できる文書・資料等。 | 教育総務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 4-0410 | 11月29日 | 12月13日 | 請求 | 【2】小学校で「全体で7学級・8学級の学校（特別支援学級を除く）」は、「上尾市学校施設更新計画基本計画（骨子案）」ではどのような扱いとなるのかが判別できる文書・資料等。 | 教育総務課 | 非公開 | 文書不存在 |

| No. | 受付日 | 決定日 | 区分 | 請求内容 | 担当課 | 決定の内容 | 一部公開・非公開の理由（情報公開条例第7条） |
|--------|--------|--------|----|---|-------|-------|------------------------|
| 4-0411 | 11月29日 | 12月13日 | 請求 | （3-1）埼玉県内の小規模小学校および小規模中学校（後述する県立伊奈学園中学校を除く）において、具体的に「小規模小学校」・「小規模中学校」の「デメリット」が生じていることが判別できる文書・資料等で、上尾市教育委員会が保有しているもの。 | 教育総務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 4-0412 | 11月29日 | 12月13日 | 請求 | （3-2）埼玉県立伊奈学園中学校は、全学年2クラス、全体で6クラスであり、上尾市の独自の基準で言えば「小規模校」に区分されます。それでは、伊奈学園中学校では、「子供たちが集団の中で多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合う中で考える力や問題解決能力などを磨いたり、子供同士や教職員との人間関係を築く中で、コミュニケーション能力の向上を図り、社会性や規範意識などについて学んだりしている」のか、あるいはその逆のケースが生じているのが判別できる文書・資料等。 | 教育総務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 4-0413 | 11月29日 | 12月13日 | 請求 | （3-3）春日部市立江戸川小中学校（義務教育学校）の児童生徒数は、上尾市の独自の基準で言えば「小規模校」に区分されます。それでは、「江戸川小中学校では、子供たちが活気に満ちた学校生活を送ることができている」ことを上尾市教育委員会として把握していることが判別できる文書・資料等。 | 教育総務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 4-0414 | 11月29日 | 12月13日 | 請求 | （3-4）上尾市教育委員会2022年8月定例会の際に配布された資料『小中一貫教育導入に向けた先進都市視察報告書』（p.8）で、江戸川小中学校に関して、「義務教育学校、小規模校のメリットを生かした小中一貫教育が行われており…」との記述があります。それでは、この報告書の文言「小規模校のメリット」とは何であるのかが判別できる文書・資料等。 | 教育総務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 4-0415 | 11月29日 | 12月13日 | 請求 | 【4】「小規模校のデメリット」が判別できる文献で上尾市教育委員会が保有しているもの。ただし、文科省『公立小中学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引』については請求人はすでに保有しているため、それ以外の文献であること。 | 教育総務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 4-0416 | 11月29日 | 12月9日 | 請求 | 【5】「上尾市学校施設更新計画基本計画（骨子案）」P.5「方向性2」には、「中学校においては、教科担任の配置が困難となる8学級以下の状態が5年以上継続することが見込まれる学校の統廃合を検討します」との記述があります。それでは、現在各学年2クラス、プラス特別支援学級2クラスである大石南中学校で、「教科担任の配置が困難となっている」ことが判別できる文書・資料等。 | 学務課 | 全部公開 | |
| 4-0417 | 11月29日 | 12月20日 | 請求 | 【6】「上尾市学校施設更新計画基本計画（骨子案）」P.6「経費削減の方針」には、『「上尾市学校給食基本方針」に基づき、地域の実情を踏まえた効率的で効果的な給食提供方法を検討します』との記述があります。しかしながら、「上尾市学校給食基本方針」については、昨年度および今年度（11月まで）については議事にかかれておらず、市教委のHPのメニューにも掲載されていません。また、市教委HPの「キーワードでさがす」で検索しても、「上尾市学校給食基本方針」はヒットしません。そこで、ここで言う「上尾市学校給食基本方針」とは何を指すのかが判別できる文書・資料等。 | 学校保健課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 4-0418 | 11月30日 | 12月15日 | 請求 | （1）昨年度および今年度における①「いじめ問題対策連絡協議会」の委員名、および会議録（今年度分は本請求書受領日までの分まで可）。 | 指導課 | 一部公開 | 文書不存在 |
| 4-0419 | 11月30日 | 12月15日 | 請求 | （2）昨年度および今年度における②「いじめ問題調査委員会」の委員名、および会議録（今年度分は本請求書受領日までの分まで可）。 | 指導課 | 一部公開 | 第2号・文書不存在 |
| 4-0420 | 11月30日 | 12月15日 | 請求 | （3）昨年度および今年度における③「いじめ問題再調査委員会」の委員名、および会議録（今年度分は本請求書受領日までの分まで可）。 | 指導課 | 非公開 | 文書不存在 |

| No. | 受付日 | 決定日 | 区分 | 請求内容 | 担当課 | 決定の内容 | 一部公開・非公開の理由（情報公開条例第7条） |
|--------|-------|-------|----|---|---------|-------|------------------------|
| 4-0443 | 1月6日 | 取下げ | 請求 | 令和4年度に実施された上尾市民体育館及び上尾市平塚サッカー場における指定管理者公募プロポーザルの際の選定結果（採点表等） | スポーツ振興課 | 取下げ | |
| 4-0449 | 1月20日 | 1月26日 | 請求 | 上尾市民体育館及び上尾市平塚サッカー場指定管理者の選定基準評価結果の各評価のポイントごとの3社の得点 | スポーツ振興課 | 全部公開 | |
| 4-0467 | 2月5日 | 2月17日 | 請求 | 上尾市教育委員会HPに、2023年1月19日付更新の記事に関し、以下の（1）～（6）についての情報の開示を求めます。なお、文書・資料等が重複する場合には、その旨ご教示ください。 （1）この記事に掲載するに至った、上尾市教育委員会における決裁文書の類。 | 教育総務課 | 全部公開 | |
| 4-0468 | 2月5日 | 2月17日 | 請求 | （2）この記事が「事実を把握して発出したものであるのか」、それとも「市民からの電話等による「苦情」なのか」が判別できる文書・資料等。なお、事実を把握して発出したものである場合には、その根拠となる文書・資料等であること。 | 教育総務課 | 一部公開 | 第2号 |
| 4-0469 | 2月5日 | 2月17日 | 請求 | 「市民が訪問して意見提出を勧める」ことがなぜ「注意喚起！」となるのかが判別できる文書・資料等。 | 教育総務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 4-0470 | 2月5日 | 2月17日 | 請求 | （4）上尾市の教育行政における施策や事業のすすめ方について、市民から市教委の対処の仕方や事実関係の誤りを「指摘」されたり、「抗議」や「苦情」を受けた場合、通常どのように対応するのかが判別できる文書・資料等。 | 教育総務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 4-0471 | 2月5日 | 2月17日 | 請求 | （5）「上尾市学校施設更新計画基本計画」に関連した事実について、。上尾市教育委員会として、なぜこのような、市民にとってあまりにもアンバランスかつ理解しがたい対応となったのかが判別できる、上尾市教育委員会が保有している全ての文書・資料等。 | 教育総務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 4-0472 | 2月5日 | 2月17日 | 請求 | （6）本請求書の請求時点で、市教委HP「学校施設の更新」のページについて、公聴会の公述人募集に関する記事は削除されており、「素案」への意見募集は【募集終了】と記載されている一方で、[注意喚起！上尾市学校施設更新計画基本計画（素案）に対する意見募集について（2023年1月19日更新）]は現在も残っています。そこで、なぜHPでこのような対応となるのか、市民に合理的に説明することができる文書・資料等。 | 教育総務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 4-0473 | 2月5日 | 2月17日 | 請求 | （1）2022年7月に実施したアンケートについて、2022.06.23の議会調査特別委員会において、多くの議員から、とりわけ問2-1の設問にについて見直すべきとの指摘がされていますが、どのように「見直しも含めた再検討」をおこなったのかが判別できる文書・資料等。 | 教育総務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 4-0474 | 2月5日 | 2月17日 | 請求 | （2）2022.06.23の議会調査特別委員会において、池田教育総務課長の発言にある「新しく設置をした庁内の検討委員会」について、発足から現在（本請求書受理日）までの開催回数・日程・出席した委員・検討内容等が判別できる文書・資料等 | 教育総務課 | 一部公開 | 第6号 |
| 4-0475 | 2月5日 | 2月17日 | 請求 | 2022.06.23の議会調査特別委員会において、（3）小田川教育総務部長の発言にある「皆様からいただいた貴重な意見は貴重な意見として賜り、その内容の修正等については全てこちらに任せていただきたいという形をお願いいたします。また、必要に応じては次回特別委員会で、その結果等についての報告の中でご説明をさせていただきたい」について、「その結果等」が出された経緯および結果の内容が判別できる文書・資料等 | 教育総務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 4-0476 | 2月5日 | 2月17日 | 請求 | 過去（少なくとも上尾市情報公開条例が制定されて以降）から現在（本請求書受理日）までに、教育委員会定例会および臨時会において、「教育委員同士による教育的議論」がおこなわれたことが判別できる文書・資料等。 | 教育総務課 | 非公開 | 文書不存在 |

| No. | 受付日 | 決定日 | 区分 | 請求内容 | 担当課 | 決定の内容 | 一部公開・非公開の理由（情報公開条例第7条） |
|--------|------|-------|----|--|-------|-------|------------------------|
| 4-0477 | 2月5日 | 2月17日 | 請求 | 2023.1.14から1.29まで、「上尾市学校施設更新計画基本計画（素案）」（以下、「素案」）に対して市民から意見を聴取する目的でおこなわれた「地域公聴会（以下、公聴会）」に関し、次の（1）～（5）までの情報の開示を求めます。 （1）「素案」p79および公聴会で配布されたパワーポイント（以下、pp）資料18シートには、中学校の9～11学級は「準小規模校」、19～24学級は「準適正規模校」と表記されています。そこで、中学校の9～11学級について、なぜ「準適正規模校」と表記しなかったのか、その理由が判別できる文書・資料等。 | 教育総務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 4-0478 | 2月5日 | 2月17日 | 請求 | （2）「素案」p79および公聴会配布のpp18シートには、小学校について、「準小規模校」の表記がありませんが、その理由が判別できる文書・資料等。 | 教育総務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 4-0479 | 2月5日 | 2月17日 | 請求 | （3）pp23シートに関連して、大石南中と大石中における校務分掌上の「主任」が判別できる文書・資料等。 | 指導課 | 全部公開 | |
| 4-0480 | 2月5日 | 2月17日 | 請求 | （4）－1上尾市教育委員会が定めた「上尾市立小・中学校における働き方改革基本方針」P.8の記述について、上尾市教育委員会および校長会は、「上尾市立小・中学校における働き方改革基本方針」に則り、研修等について見直しや縮減する立場であることが分かります。それにもかかわらず、なぜ「担任する学級を不在」とし、「授業を計画通りに進めることができなくなる」まで「出張」を優先しなければならないのか、なぜ「素案」のこの記述となったのかが合理的に説明できる文書・資料等。 | 指導課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 4-0481 | 2月5日 | 2月17日 | 請求 | （4）－2上尾市（教委）主催の研修会等について、「担任する学級を不在とすることが多くなり、授業を計画通りに進めることができなくなり、また、その遅れを取り戻すための負担を生むことにもつながる」ことから、各学校の校長判断で、該当する「主任」またはその代理に対して旅行命令を発しない場合、当該校長に対して何らかのペナルティが課せられるか否かが判別できる文書・資料等。 | 指導課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 4-0482 | 2月5日 | 2月17日 | 請求 | （5）pp38シートに「学習活動に柔軟に対応できる多目的な空間」「ロッカースペースの配置を工夫した空間」のイラストがあります。このことに関し、以下の情報の開示を求めます。 （5）－1 現在、市内のいずれかの小中学校において、イラストに描かれている「学習活動に柔軟に対応できる多目的な空間」があると判別できる文書・資料等。 | 教育総務課 | 全部公開 | |
| 4-0483 | 2月5日 | 2月17日 | 請求 | （5）－2 現在、市内のいずれかの小中学校において、イラストに描かれている「ロッカースペースの配置を工夫した空間」があると判別できる文書・資料等。 | 教育総務課 | 全部公開 | |
| 4-0484 | 2月5日 | 2月17日 | 請求 | （5）－3 現在、市内のいずれかの小中学校において、廊下と教室を隔てる壁が無い学級があることが判別できる文書・資料等。 | 教育総務課 | 全部公開 | |
| 4-0485 | 2月5日 | 2月17日 | 請求 | （5）－4 上記（5）－3に該当する学校（学級）がある場合、その弊害（たとえば、隣のクラスの授業の声や音が聞こえて困る、など）が判別できる文書・資料等。 | 教育総務課 | 全部公開 | |

| No. | 受付日 | 決定日 | 区分 | 請求内容 | 担当課 | 決定の内容 | 一部公開・非公開の理由（情報公開条例第7条） |
|--------|------|-------|----|--|-------|-------|------------------------|
| 4-0486 | 2月5日 | 2月17日 | 請求 | 「上尾市学校施設更新計画基本計画（素案）」（以下、「素案」）について意見聴取する「地域公聴会（以下、公聴会）」に関し、次の（ア）～（エ）についての情報の開示を求めます。 （ア）公聴会配布パワーポイント（以下pp）資料39シートには、「教職員の働き方を最大化する」との文言があり、この文言自体一般的であるとは言えないものですが、「教職員には目一杯（最大化して）働いてもらう」と解釈することができます。そこで、「教職員の働き方を最大化する」の意味が市民に合理的に説明できる文書・資料等。なお、文献等から引用した場合は典拠を明らかにしていただくよう、お願いします。 | 教育総務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 4-0487 | 2月5日 | 2月17日 | 請求 | （イ）請求人は、公聴会については上尾公民館には公述人として、また、原市公民館および上平公民館には傍聴人として参加しましたが、配布されたpp41シートおよびpp42シートの一部文言が原市公民館と上平公民館では異なっています。そこで、両シートの一部文言が変更された経緯と理由（いつから変更したのか、また、変更した理由）が判別できる文書・資料等。 | 教育総務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 4-0488 | 2月5日 | 2月17日 | 請求 | （ウ）上記（イ）に関連して、文言変更前の参加者と変更後の参加者では、説明資料が異なることになり、明らかに公平性に欠けます。そこで、一部文言を変更したことについて変更前の参加者（公述人および傍聴人）に連絡したか否かが判別できる文書・資料等。および公平性に欠ける問題への対応が判別できる文書・資料等。 | 教育総務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 4-0489 | 2月5日 | 2月17日 | 請求 | （エ）pp41シートに関連して、小学校から中学校に進学する際に、外形上異なることのひとつに、各中学校における「制服」の着用があります。そこで、市内各中学校において、なぜ「制服」を着用するのか、その教育的意義について合理的に市民に説明できる文書・資料等で上尾市教育委員会として作成または保有している最新のもの。 | 指導課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 4-0490 | 2月5日 | 2月17日 | 請求 | 「上尾市学校施設更新計画基本計画（素案）」（以下、「素案」）について次のⅠ～Ⅵについての情報の開示を求めます。 Ⅰ. 公聴会配布資料パワーポイント（以下、pp）44シートに「特別教室エアコン設置検討」との文言がありますが、特別教室全室へのエアコン設置の検討（進捗）状況が判別できる文書・資料等。 | 教育総務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 4-0491 | 2月5日 | 2月17日 | 請求 | Ⅱ pp45シートに「経験年数・専門性・男女比等」⇒バランスのとれた教職員集団との記述があります。それでは、上尾市教育委員会の根幹である教育委員に関して、地教行法で定める「男女比・年齢」の点で「バランスのとれた教育委員の構成」となっているか否かについて判別できる文書・資料等。 | 教育総務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 4-0492 | 2月5日 | 2月17日 | 請求 | Ⅲ. pp47シートで、「クラス替えがあり人間関係が固定化しない」という回答がことさら強調されています。しかしながら、次に多い回答は「深い交友関係の構築を期待できる」となっており、言い換えれば「安定した人間関係が維持できる」を意味すると解釈できます。そこで、なぜ単学級の良さとして「安定した人間関係が維持できる」を選択肢に加えなかったのが判別できる文書・資料等。 | 教育総務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 4-0493 | 2月5日 | 2月17日 | 請求 | Ⅳ. pp48シートに、アンケート結果として「学校再編により法律で定める標準程度に学校規模を適正化することについて」とあります。それでは、アンケート設問の「法律」とはどのような法律であるのか判別できる文書・資料等。 | 教育総務課 | 非公開 | 文書不存在 |

| No. | 受付日 | 決定日 | 区分 | 請求内容 | 担当課 | 決定の内容 | 一部公開・非公開の理由（情報公開条例第7条） |
|--------|------|-------|----|--|-------|-------|------------------------|
| 4-0494 | 2月5日 | 2月17日 | 請求 | V. 上記Ⅳのアンケート設問について、市の検討委員会では当然「法律ではないので正確に表記すべきである」「法律で定める、との表現は誘導そのものである」という意見が出されたと思われる。そのことが判別できる文書・資料等。 | 教育総務課 | 一部公開 | 第6号 |
| 4-0495 | 2月5日 | 2月17日 | 請求 | VI. pp49シートに、「学校再編を進めるに当たっての留意事項」として、「小学校、中学校ともに「1.5キロメートルから2.0キロメートル以内」を目安」との記述があります。しかしながら、「素案」p55には、アンケート結果が示され、小学生通学距離上限は1.0km以内と1.5km以内の回答が多数となっています。そこで、通学距離に関し、なぜアンケート結果の「1.0km以内から1.5km以内」が反映されない「1.5キロメートルから2.0キロメートル以内」を目安とした理由が判別できる文書・資料等。 | 教育総務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 4-0496 | 2月5日 | 2月17日 | 請求 | (1) 「審議会等における女性の登用状況」の「女性比率が40%に満たない理由」について、教育総務課として「専門性が高く女性が少ない」を挙げた理由と経緯が判別できる文書・資料等。なお、本請求書は、上尾市教育委員会に対して情報の開示を求めるものであり、人権男女共同推進課への情報開示請求ではないことを申し添えます。 | 教育総務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 4-0497 | 2月5日 | 2月17日 | 請求 | (2) 「令和4年度 上尾市男女共同参画審議会 第1回」の席上、三家本委員の「教育機関の方々でさえ、専門性が高いので女性は選ばせませんという考えをもっていることが問題だと思う」との発言については当然教育総務課として了知していると考えられます。そこで、この発言に対してどう対応したかが判別できる文書・資料等 | 教育総務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 4-0498 | 2月5日 | 2月17日 | 請求 | (3) 上記(2)の審議会には甲原裕子氏は欠席していますが、会議録については当然ながら後日送付されていると思われます。甲原裕子氏は元教育委員であることから、三家本委員の発言については、市教委事務局に連絡していると考えられます。そのことが判別できる文書・資料等。 | 教育総務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 4-0503 | 2月6日 | 2月17日 | 請求 | (1) 上尾市PTA連合会（以下、市P連）の事務局は上尾市役所第3庁舎1階にあるとのことですが、事務局のレイアウト（机等の配置）が判別できる文書・資料等。 | 生涯学習課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 4-0504 | 2月6日 | 2月17日 | 請求 | (2) 市P連事務局が上尾市に賃貸料を支払っているか否かが判別できる文書・資料等。 | 生涯学習課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 4-0505 | 2月6日 | 2月17日 | 請求 | (3) 市P連が使用している事務機や什器類、PC、プリンター、通信機器類等の備品の所有者は誰であるのか（上尾市の備品なのか、それとも市P連の所有なのか）が判別できる文書・資料等。 | 生涯学習課 | 全部公開 | |
| 4-0506 | 2月6日 | 2月17日 | 請求 | (4) 市P連事務局が使用する光熱水費、通信連絡費、消耗品類（事務用品等）の費用は誰の負担なのか（上尾市なのか市P連なのか）が判別できる文書・資料等。 | 生涯学習課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 4-0507 | 2月6日 | 2月17日 | 請求 | (5) 月・水・金の9:30～16:30に事務局に勤務しているスタッフの雇用者は誰なのか判別できる文書・資料等（上尾市で雇用されている場合は職名・任用形態も）。 | 生涯学習課 | 一部公開 | 第2号 |
| 4-0508 | 2月6日 | 2月17日 | 請求 | (6) 上記以外の平日（火・木）は市P連の事務局のある場所はどのように利用されているのか判別できる文書・資料等。 | 生涯学習課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 4-0509 | 2月6日 | 2月17日 | 請求 | (7) あくまでも任意団体にすぎない（単Pの加入・脱退は会員の任意による）PTA連合会にもかかわらず、上尾市の施設を使用できる（便宜供与されている）根拠となる法令・規則・運用・通知の類。 | 生涯学習課 | 非公開 | 文書不存在 |

| No. | 受付日 | 決定日 | 区分 | 請求内容 | 担当課 | 決定の内容 | 一部公開・非公開の理由（情報公開条例第7条） |
|--------|-------|-------|----|--|-------|-------|------------------------|
| 4-0510 | 2月6日 | 2月17日 | 請求 | (8) 上尾市PTA連合会のHP（`http://ageo-pta.com/`）は、冒頭で示した「よくある質問」以外の情報は、連絡先電話番号も含め、ほとんど無いが、あっても意味不明のものとなっています（次頁参照）。市役所の一部を使用しているにもかかわらず、どうしてこのような情報不足の事態になっているのが判別できる文書・資料等 | 生涯学習課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 4-0512 | 2月6日 | 2月17日 | 請求 | 「令和3年上尾市教育委員会10月定例会会議録」で内田教育委員は、「5人の委員の中で、その理想とする部分がどれだけかみ合っているのか、そのような会話が今までなかったように思いました。一度立ち止まって考えるということですので、これから小中一貫校などをいろいろ視察等させていただいた上で、教育委員5人の中でも、話し合いの場を持っていきたい」と述べています。そこで、教育委員5人で小中一貫校などについて話し合いの場をもったことが判別できる文書・資料等。 | 教育総務課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 4-0516 | 2月10日 | 2月24日 | 請求 | (1) 「上尾市いじめ調査委員会について、今回添付した【別紙1】」に関し、和氣昭祐氏が4号委員から5号委員に変更になった理由が判別できる文書・資料等。 | 指導課 | 全部公開 | |
| 4-0517 | 2月10日 | 2月24日 | 請求 | (2) 2022（令和4）年度の各委員就任にあたり、各種団体・機関等に推薦依頼を发出したことが判別できる文書・資料等 | 指導課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 4-0518 | 2月10日 | 2月24日 | 請求 | (3) 森田直樹氏の委員就任にあたり、もしも上記（2）で開示される文書が「社会福祉法人松寿会（サニーホーム）」または松寿会関連宛てに发出されている場合、その理由が判別できる文書・資料等。 | 指導課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 4-0519 | 2月10日 | 2月24日 | 請求 | (4) 井川氏・柿崎氏・森田氏に共通しているのは「退職時に上尾市内の中学校の校長であった」という点です。だとすれば、なぜ「退職校長会」に推薦依頼を发出しないのが判別できる文書・資料等。 | 指導課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 4-0520 | 2月10日 | 2月24日 | 請求 | (5) 1号委員に関し、なぜ埼玉弁護士会以外の弁護士事務所（例：埼玉総合法律事務所や法テラス埼玉など）に推薦依頼をしないのが判別できる文書・資料等。 | 指導課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 4-0521 | 2月10日 | 2月24日 | 請求 | (6) 2号委員に関し、なぜ「埼玉県立小児医療センター」に推薦依頼をするのが判別できる文書・資料等。 | 指導課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 4-0522 | 2月10日 | 2月24日 | 請求 | (7) 3号委員に関し、なぜ「聖学院大学」に推薦依頼をするのが判別できる文書・資料等。 | 指導課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 4-0523 | 2月10日 | 2月24日 | 請求 | (8) 請求人は、4号委員（和氣氏を除く）について、「識見を有する者」は数多いるにもかかわらず、「4号委員の個人名は、すでに市教委事務局内で決まっています。その人の現在の所属先に推薦依頼をしている」という仮説を立てています。そこで、上尾市教育委員会事務局として、請求人の仮説を否定し得るだけの文書・資料等。 | 指導課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 4-0524 | 2月10日 | 2月24日 | 請求 | (9) 大澤・平山・相川各氏は、再任を繰り返し、10年目を迎えています。請求人はそのことについて「議論が固定化するのではないかと危惧しています。そうした危惧に対しての市教委事務局としての見解が判別できる文書・資料等。 | 指導課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 4-0525 | 2月10日 | 2月24日 | 請求 | (10) 「調査委員会」の出欠に関し、大澤委員は第1回・第2回、平山委員は、第1回～第3回の「調査委員会」に欠席しています。そこで、こうした欠席はどの程度まで許容されるのか、また、代理出席は可能であるのが判別できる文書・資料等。 | 指導課 | 非公開 | 文書不存在 |

| No. | 受付日 | 決定日 | 区分 | 請求内容 | 担当課 | 決定の内容 | 一部公開・非公開の理由（情報公開条例第7条） |
|--------|-------|-------|----|---|-------|-------|------------------------|
| 4-0526 | 2月10日 | 2月24日 | 請求 | (11) 今年度第4回(2023.01.11)および第5回(2023.02.02)の「調査委員会」の会議録。ただし、「いじめにかかわった加害者・被害者および双方の関係者氏名、調査委員会開催に至った重大事態に関する部分」を除く。 | 指導課 | 一部公開 | 第2号 |
| 4-0527 | 2月10日 | 2月24日 | 請求 | (12) すでに公開された会議録等では、市教委事務局の説明として、「一つの重大事態について、およそ10回の調査が基本」ということが明らかになっています。そこで、今後の「調査委員会」の開催予定(日程)が判別できる文書・資料等。 | 指導課 | 一部公開 | 第2号 |
| 4-0528 | 2月10日 | 2月24日 | 請求 | (13) 請求人は、5号委員として、[小・中学生の時に「いじめの加害者または被害者」となったが、現在は自らの経験に基づき、いじめ防止について発言や発信をしている方]を加えるべきだと考えています。上尾市教育委員会事務局としても、そうした方を必要と認めていることが判別できる文書・資料等。 | 指導課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 4-0530 | 2月20日 | 1月0日 | 請求 | 上尾中、太平中、大石中、原市中、南中、西中、東中、大谷中、上平中、大石南中、2022年度の定期テストの問題・解答用紙、模範解答 | 指導課 | 全部公開 | |
| 4-0531 | 2月20日 | 3月6日 | 請求 | (1) 「水泳授業モデル事業委託料」予算額27,970(千円)の算出根拠が判別できる文書・資料等。 | 教育総務課 | 一部公開 | 第2号・第3号・第7号 |
| 4-0532 | 2月20日 | 3月6日 | 請求 | (2) 『上尾市立学校の水泳授業及びプール施設のあり方基本方針』P23には、1人あたりの年間費用(2,455円×6回)14,730円とあります。そこで、「水泳授業モデル事業委託料」予算額27,970(千円)の内訳において、「1人あたりの年間費用」が幾らになるのかが判別できる文書・資料等。ただし、上記(1)と文書・資料等が重複する場合はその旨ご教示ください。 | 教育総務課 | 一部公開 | 第2号・第3号・第7号 |
| 4-0535 | 3月5日 | 3月20日 | 請求 | (1) 上尾市『くらしのガイド』庁舎案内配置図に「PTA連合会」と記載されている場所は、「生涯学習課の分室(別室)」なのか、それとも「市P(連)事務局」であるのかが明確に判別できる文書・資料等。 | 生涯学習課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 4-0536 | 3月5日 | 3月20日 | 請求 | (2) 削除される前の「市P連」のHPに掲載されている「よくある質問」では、あたかも「市P連」のスタッフが月・水・金に勤務しているように読み取れます。そこで、「上尾市会計年度任用職員／家庭教育支援員」は「市P連」の実務(会計処理等)をどの程度まで担当しているのかが判別できる文書・資料等 | 生涯学習課 | 全部公開 | |
| 4-0537 | 3月5日 | 3月20日 | 請求 | (3) 「上尾市会計年度任用職員／家庭教育支援員」が「市P連」の実務(会計処理等)にはほとんど携わっていない場合、当該実務について、どこで、誰が担当しているのかについて生涯学習課で把握している文書・資料等。 | 生涯学習課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 4-0538 | 3月5日 | 3月20日 | 請求 | (4) 「上尾市会計年度任用職員／家庭教育支援員」はいつから(何年度から)採用(任用)されるようになったのかが判別できる文書・資料等。 | 生涯学習課 | 一部公開 | 第2号 |
| 4-0539 | 3月5日 | 3月20日 | 請求 | (5) 上記(4)の任用開始時期が、「会計年度任用職員」制度開始時(2020年4月)である場合、2020(令和2)年度、2021(令和3)年度の「上尾市会計年度任用職員／家庭教育支援員」の氏名・任用形態・任期等が判別できる文書・資料等。 | 生涯学習課 | 一部公開 | 第2号 |
| 4-0540 | 3月5日 | 3月20日 | 請求 | (6) 上記(4)に関連して、「上尾市会計年度任用職員／家庭教育支援員」の採用(任用)にあたり、「公募(機会均等＝開かれた採用試験・面接)」であるのか、それとも別の方法で採用(任用)したのかが判別できる文書・資料等。 | 生涯学習課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 4-0541 | 3月5日 | 3月20日 | 請求 | (7) 上記(6)に関連して、「公募(機会均等＝開かれた採用試験・面接)」以外の方法で採用(任用)した場合、その経緯や理由、また、「自薦または他薦であるのか」等について市民に合理的に説明できる文書・資料等。 | 生涯学習課 | 非公開 | 文書不存在 |

| No. | 受付日 | 決定日 | 区分 | 請求内容 | 担当課 | 決定の内容 | 一部公開・非公開の理由（情報公開条例第7条） |
|--------|-------|-------|----|---|---------|-------|------------------------|
| 4-0542 | 3月5日 | 3月20日 | 請求 | (8) 今年度（令和4年度）の「上尾市会計年度任用職員／家庭教育支援員」採用（任用）にあたっての「募集要領」。ただし任用後の処遇（給与、休日・休暇、福利厚生等）が判別できる文書・資料等であること。 | 生涯学習課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 4-0543 | 3月5日 | 3月20日 | 請求 | (9) 今年度（令和4年度）の「家庭教育支援員」である大塚明氏にかかる「旅行（出張）命令簿」・「復命書」および旅費精算状況が判別できる文書・資料等。 | 生涯学習課 | 一部公開 | 第2号 |
| 4-0544 | 3月5日 | 3月20日 | 請求 | (10) 「上尾市会計年度任用職員／家庭教育支援員」が配置されるまでは、「家庭教育支援」の業務については、誰が、どのような任用形態でおこなっていたのかが判別できる文書・資料等。 | 生涯学習課 | 一部公開 | 第2号 |
| 4-0545 | 3月5日 | 3月20日 | 請求 | (11) 「上尾市会計年度任用職員／家庭教育支援員」が配置される以前、現在『くらしのガイド』に上尾市役所第3別館1階「PTA連合会」と記載されている場所はどの課（またはどの機関）がどのような目的で使用していたのかが判別できる文書・資料等。 | 生涯学習課 | 全部公開 | |
| 4-0546 | 3月5日 | 3月20日 | 請求 | (12) 上尾市の令和4年度予算には、教育費／社会教育費として「PTA連合会補助金」365,000円が計上されています。この予算額は、「市P連」から申請書が出されて承認され予算計上されたものと思われます。そこで、「市P連」から「補助金」の申請にあたって提出された全ての書類。ただし期間は直近の3年分であること。 | 生涯学習課 | 一部公開 | 第2号・第3号 |
| 4-0547 | 3月5日 | 3月20日 | 請求 | (13) 上記（3）にかかる補助金については、「（事業）報告書」または類似の書類等が提出されていると思われる。そこで、「市P連」から「（事業）報告」として提出された全ての書類。ただし期間は直近の3年分であること。 | 生涯学習課 | 一部公開 | 第3号 |
| 4-0548 | 3月5日 | 3月20日 | 請求 | (14) 請求人が2023.02.28の処分通知手交の際に生涯学習課職員に示したとおり、市内の学校のHPで公表されているPTA予算・決算書を見ても、相当金額を各学校のPTAから市P連と県P連に上納していることがわかります。つまり、市P連には予算が潤沢にあるのは明らかです。それにもかかわらず、上尾市として「補助金」を市P連に支出しなければならない合理的理由が判別できる文書・資料等。 | 生涯学習課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 4-0549 | 3月5日 | 3月17日 | 請求 | (1) 上尾市立中央小学校のHPの掲載について誤記であることが判別できる文書・資料等。 | 指導課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 4-0550 | 3月5日 | 3月17日 | 請求 | PTAへの加入・非加入はあくまでも保護者の任意の意思によるものであることは周知の事実です。そこで、本請求書が受理された時点において、「令和5年度新入学児童の保護者について、中央小学校PTAに加入の意思の有無が確認されているか否か」について判別できる文書・資料等。 | 指導課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 4-0551 | 3月5日 | 3月17日 | 請求 | (3) 本請求書が受理された時点で、児童の保護者の事前同意を得ずに、上尾市立中央小学校校長から中央小学校PTAに向けて児童名簿（新入学児童名簿を含む）が提供（閲覧を含む）されているか否かが判別できる文書・資料等。 | 指導課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 4-0552 | 3月5日 | 3月17日 | 請求 | 上尾市教育委員会から上尾市内の小・中学校校長に対して発出された、児童・生徒名簿を第三者（当該校のPTAを含む）に提供することについて「個人情報保護法」の観点から注意を要する旨（同趣旨の場合を含む）の通知、あるいは事務連絡（メール等での配信を含む）の類で最新のものの。 | 指導課 | 非公開 | 文書不存在 |
| 4-0555 | 3月14日 | 3月23日 | 請求 | (1) 今年度「上尾シティハーフマラソン実行委員会」の「全体会」「各部会」「担当者会（同趣旨の会議を含む）」の会議録。ただし期間は2022.07.26から本請求書の受理日（2023.03.15と推定）までとします。 | スポーツ振興課 | 一部公開 | 第2号 |
| 4-0556 | 3月14日 | 3月23日 | 請求 | (2) 今年度「上尾シティハーフマラソン」にかかる「収支決算書」。 | スポーツ振興課 | 一部公開 | 第2号 |

| No. | 受付日 | 決定日 | 区分 | 請求内容 | 担当課 | 決定の内容 | 一部公開・非公開の理由（情報公開条例第7条） |
|--------|-------|-------|----|---|---------|-------|------------------------|
| 4-0557 | 3月14日 | 取下げ | 請求 | (3) 今年度「上尾シティハーフマラソン」にかかる監査の状況（監査をおこなった場所、監査に要した時間、監査の立会人、監査の対象となった全ての書類等）が判別できる文書・資料等。 | スポーツ振興課 | 取下げ | |
| 4-0567 | 3月31日 | 4月10日 | 請求 | 第1回～第4回上尾市学校施設更新計画検討委員会要点記録簿及び配布資料一式。 | 教育総務課 | 全部公開 | |